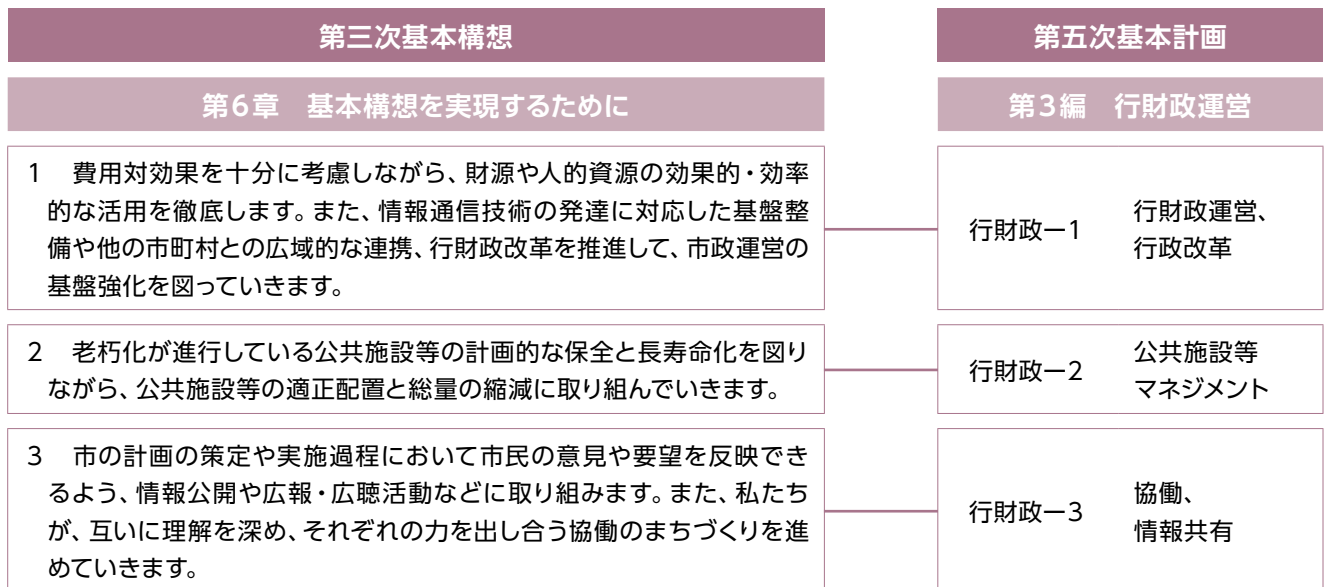


## 第3編 行財政運営

第3編では、第三次基本構想の第6章「基本構想を実現するために」に基づき、第五次基本計画を推進していくための行財政運営に関わる基本的な方針を定めています。

この第3編の施策は、第2編「分野別計画」で定めた施策の前提となるものであるため、第2編と第3編の各施策は、整合を図りながら、推進していくこととします。

### 第1章 施策の体系



### 第2章 成果指標

第3編で定める行財政運営に関する各施策は、その内容自体の実現を目的とするものではなく、第2編「分野別計画」で定めた施策を実現するために推進していくものです。また、この第3編の3つの施策は、相互に関連性があり、一体的に推進すべきものであると考えられます。

これらのことから、第3編では、施策ごとに成果指標を定めるのではなく、3つの施策全体の成果を表すと考えられる以下の指標を、3施策全体の成果指標として設定します。

指標名	説明	現状値	目指す方向
当市の行財政運営に対する市民の評価	市民意識調査において、「東大和市の適正な行財政運営の取組について、どのように感じていますか」との質問に対して、「よく取り組んでいると思う」「ある程度取り組んでいると思う」と回答した市民の割合	18.9% (令和3年度)	評価の向上

## 第3章 施策の内容

## 重要施策4



## 行財政－1

## 行財政運営、行政改革

## 施策の内容及び体系

費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。

行財政－1  
行財政運営、  
行政改革

展開方向1	市民サービスの質の向上と効果的・効率的な行財政運営の推進
展開方向2	より一層の行政改革の推進
展開方向3	デジタル化の推進

## 現状と課題

## 現状

- 行政改革は、市民サービスの向上や効果的・効率的な行財政運営の観点から、適切な歳入の確保と限られた財源を最適に活用するため、常に取り組むべきものです。当市では、第四次基本計画の計画期間である平成25年度（2013年度）以降、「東大和市第4次行政改革大綱」及び「東大和市第5次行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に努めています（図表参照）。
- 平成31年度（2019年度）決算では、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が96.6%となりました。令和2年度（2020年度）決算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業の中止や医療機関の受診控えの影響等による医療扶助に係る扶助費の減少などにより、経常収支比率は92.1%に減少しましたが、近年は上昇傾向となっています。経常収支比率が100%を超えると、経常的な経費を経常的な収入で賄っていないことを表し、市の裁量で事業を新規に実施することが困難な状況となります。
- 当市では、国の情報化施策や情報技術の動向、市民ニーズなど当市を取り巻く環境変化を踏まえ、平成31年（2019年）に「第四次東大和市情報化推進計画」を策定し、市の業務の各分野において、情報化を推進しています。
- 国は、令和2年（2020年）に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。同計画では、新型コロナウイルス感染症対策において、行政のデジタル化の遅れなどの課題が明らかになったことを踏まえ、地方自治体においては、デジタル技術等を活用した住民の利便性の向上や業務効率化などが求められているとしています。



## SDGsの取組



○令和3年（2021年）、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立しました。国は、地方自治体の情報システム（住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理するシステム）について、運用経費等の削減、行政サービス・住民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目的として、令和7年度（2025年度）までの標準化・共通化を目指しています。

### 課題

- 今後、限られた財源や職員の中で、市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題に対応するため、行政改革のより一層の推進により、適切な歳入の確保と歳出の縮減に取り組むとともに、限られた財源を有効に活用して、市民サービスを最適化し、質の向上に努める必要があります。
- より効果的・効率的な行財政運営を展開するためには、費用対効果を十分に勘案しながら、行政全般にわたるデジタル技術の導入について、積極的に推進する必要があります。

図表 行政改革の主な取組内容

年度	取組内容
平成27年度 (2015年度)	体育施設等のネーミングライツ（命名権）の導入
	住民票等のコンビニエンスストア交付の開始
	パブリックコメント制度（重要な計画・条例等の制定の際に市民の意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行うこと）の実施
平成28年度 (2016年度)	民設民営方式による総合福祉センター「は～とふる」の整備 (市立みのり福祉園の事業移管)
平成29年度 (2017年度)	新学校給食センターの稼働に合わせ、調理業務及び配膳業務を民間事業者に委託
	使用料・手数料の見直し (戸籍住民関係手数料等及びプラネタリウム観覧料の改定)
平成30年度 (2018年度)	クレジットカードによる市税納付の開始
令和2年度 (2020年度)	学童保育所の運営業務を民間事業者に委託
	市民部窓口業務等を民間事業者に委託

出典：企画課

## ＜施策の展開方向＞ = 市の役割

展開  
方向

### 1 市民サービスの質の向上と効果的・効率的な行財政運営の推進

時代に即したサービスの推進により、市民サービスの質の向上に努めるとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、効果的・効率的な行財政運営を推進します。

#### 主な具体的取組

- より多くの市民から信頼される行財政運営の実現に向けて、職員一人ひとりが、業務の改革・改善に積極的に取り組み、効果的・効率的な事務事業の実施に努めます。
- 窓口手続きの簡略化など、市民の利便性の向上を目指したサービスの見直しや新たなサービスの実施について検討します。
- 職員の待遇向上を図り、市民に対して、親切、丁寧な対応ができるよう努めます。
- 市の事務を改善するための職員提案を奨励し、市民サービスの質の向上につながる提案や、経費削減・収入増加につながる提案等については、その実現に努めます。
- 多様化・複雑化する行政課題に対して的確に対応するため、組織体制の整備と人材育成に努めます。
- 市単独では解決が困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、東京都や近隣自治体との連携・協力による行財政運営を推進します。

展開  
方向

### 2 より一層の行政改革の推進

効果的・効率的な行財政運営に努め、適切な歳入の確保と限られた財源を有効に活用していくため、行政改革をより一層推進します。

#### 主な具体的取組

- 財源確保の観点から、市税等の徴収率の向上に努めるとともに、市有財産の有効活用などを検討します。
- 使用料・手数料等については、受益者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを行います。
- 民間活力の活用によって費用対効果が見込まれる行政サービスについては、民間活力の導入を検討します。
- 経常収支比率の抑制や基金積立の適正化を図り、健全な財政運営に努めます。
- 定期的に市の財政状況の内容を市民に分かりやすく公表することで、財政運営の透明性を確保します。
- 行政評価の結果等に基づき、事務事業の縮小・廃止を含めた見直しを進めます。

## 展開方向 ③ デジタル化の推進

行財政運営の分野におけるデジタル化を推進し、感染症の感染拡大を防止するための「新しい生活様式」に対応した行政手続のオンライン化と、より一層の業務の効率化に努めます。

### 主な具体的取組

- インターネットを通じて、より多くの申請・届出を行うことができるよう、行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。
- オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、その普及と利用の促進を図ります。
- 行政手続のオンライン化に当たっては、パソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな市民を考慮し、デジタル・デバイド<sup>44</sup>対策について検討します。
- 情報通信基盤の整備や新たなICT（情報通信技術）の活用により、業務の効率化や省力化を推進し、人的・財政的負担の軽減を目指します。
- 市の業務において活用している各種情報システムについて、国が示す方向性を踏まえながら、標準化・共通化を推進します。

### 関連する個別計画

○東大和市第6次行政改革大綱

計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

○第五次東大和市情報化推進計画

令和4年（2022年）3月策定予定

窓口業務等を民間事業者に委託している市民部



44 パソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる利用の機会等の格差

## 重要施策4

## 行財政－2

## 公共施設等マネジメント

## 施策の内容及び体系

老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。

行財政－2  
公共施設等  
マネジメント

展開方向1 公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化

展開方向2 サービス水準の見直し

展開方向3 効率的な維持管理の推進

## 現状と課題

## 現状

- 当市は、昭和30年代初めに市営住宅、昭和40年代から50年代にかけて小・中学校、続いて昭和60年頃までに現在の市役所庁舎（移転）や市民プール等の施設を整備しました。
- 平成28年度（2016年度）時点で、建築後30年以上経過している建築系の公共施設の延床面積は、全体の約75%（109,498m<sup>2</sup>）を占めています。
- インフラ系の公共施設である橋梁は、令和17年度（2035年度）時点で建設後50年を経過するものが、全体の56.4%（31橋）となる見込みです。また、下水道は、令和17年度（2035年度）時点で布設後30年を経過する汚水管渠が、97.1%となる見込みです。
- 建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の更新費用と維持管理費用を合算した総額は、平成29年度（2017年度）からの60年間で約4,283億円であり、1年当たりの平均額では、約71億円の更新・維持管理費用が必要となります。更新・維持管理費用に充当可能な財源の見込み額を、実績に基づき1年当たり約52億円と仮定すると、保有しているすべての公共施設等を更新・維持管理し続けるためには、年平均で約19億円の不足となります（図表参照）。
- 公共施設等の中には、借地によって用地を確保しながら行政サービスの提供を行っているものがあります。令和3年（2021年）4月時点で、当市が行政財産として保有している土地の面積、約503,900m<sup>2</sup>に対して、約2割に相当する約93,000m<sup>2</sup>の借地があります。



## SDGsの取組

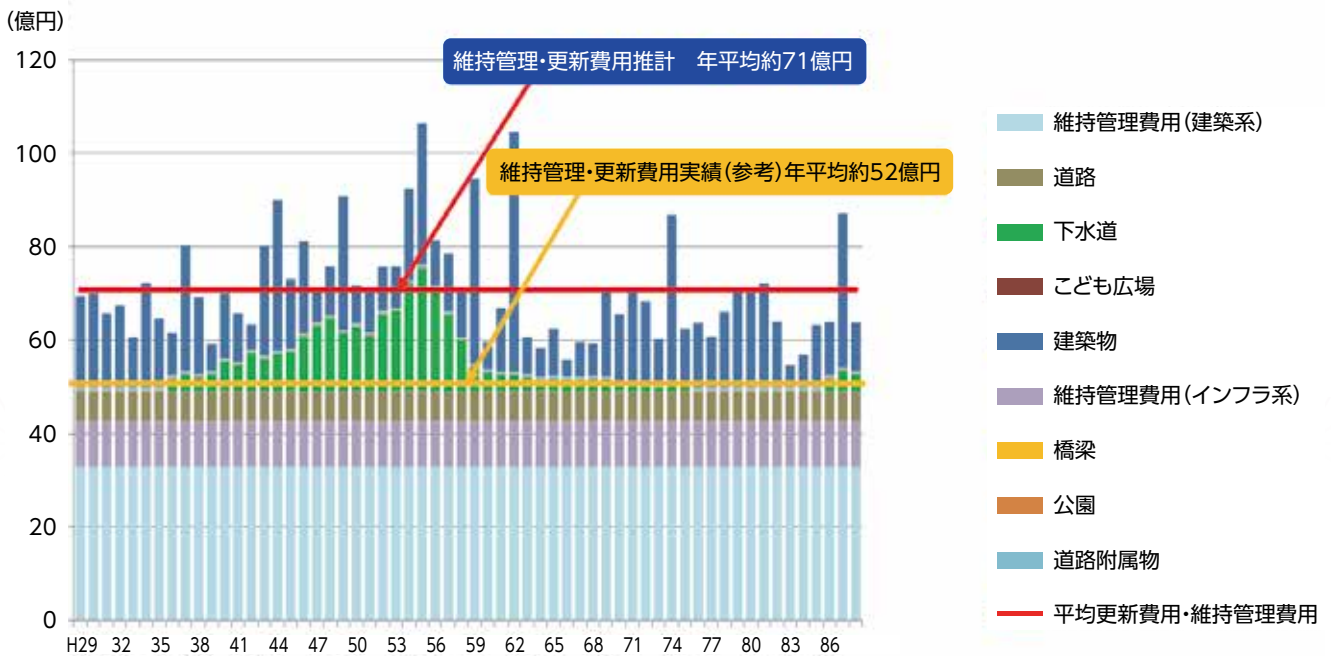


- 当市では、平成31年度（2019年度）から、市内の主な公共施設等について、施設及び設備等の保守点検等に関する委託業務を一元化し、一括して委託する包括施設管理業務委託を導入し、保守点検等の実施水準の向上や効率化等を図っています。
- 包括施設管理業務の受託者からは、市役所本庁舎、中央図書館、中央公民館の3施設は、空調などの多くの設備で竣工以来の機器を使用しており、劣化が著しい状況にあると指摘されています。また、その他の施設においても、電気設備や空調設備など、修繕又は更新が必要と思われる設備が数多くあることが指摘されています。

## 課題

- 公共施設等の老朽化の状況や厳しい財政の見通しなどを踏まえて、公共施設等の総量の縮減と配置の適正化を計画的に進め、財政負担の平準化と軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進していく必要があります。
- 電気設備や空調設備などの建物の付帯設備については、多くの施設で、経年劣化による不具合が生じていることから、施設の機能を損なうことがないように、付帯設備については、計画的に更新や修繕を行う必要があります。

**図表** 公共施設等全体に係る将来の更新・維持管理費用の推計結果



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

## <施策の展開方向> = 市の役割

展開  
方向

### ① 公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化

公共施設等は、老朽化の状況や厳しい財政の見通しなどを踏まえて、総量の縮減や配置の適正化を計画的に進めます。

#### 主な具体的取組

- 建築系の公共施設は、市民の利便性への影響を考慮しながら、施設の複合化や集約化などについて検討し、延床面積の縮減を目指します。
- インフラ系の公共施設のうち、総量の縮減が可能な施設については、老朽化状況や利用状況などを踏まえて、段階的な縮減を図ります。
- 借地に設置している公共施設等は、可能な限り廃止又は市有地への移設を検討します。

展開  
方向

### ② サービス水準の見直し

公共施設等におけるサービス水準については、時代の変化に応じた見直しに努めます。

#### 主な具体的取組

- 建築系の公共施設は、類似機能施設の設置状況等を踏まえてサービス内容の見直しを検討するとともに、利用者から求められるニーズに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。
- インフラ系の公共施設は、快適で安全・安心な市民生活を確保する機能の維持に努めながら、歩道や公園などについては、市の魅力を高めるために必要な維持管理や改修を推進します。

展開  
方向

### ③ 効率的な維持管理の推進

公共施設等は、中長期的な視点に基づく効率的な維持管理を推進し、ライフサイクルコスト<sup>45</sup>の低減及び平準化を図ります。

#### 主な具体的取組

- 不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の維持管理への転換を図ります。
- 計画的な修繕や改修を実施するとともに、公共施設等の更新の際は、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図るなど、コストの低減及び平準化に努めます。
- 公民連携手法（PPP）の積極的な活用を図り、民間施設への移転（施設の活用）や民間資金の活用（PFI）による更新費用の負担軽減を図ります。
- 点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久性について、高い危険性が認められた場合には、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じます。

45 施設にかかる生涯コストで、設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）、解体処分までの間に必要な費用の総額



## 関連する個別計画

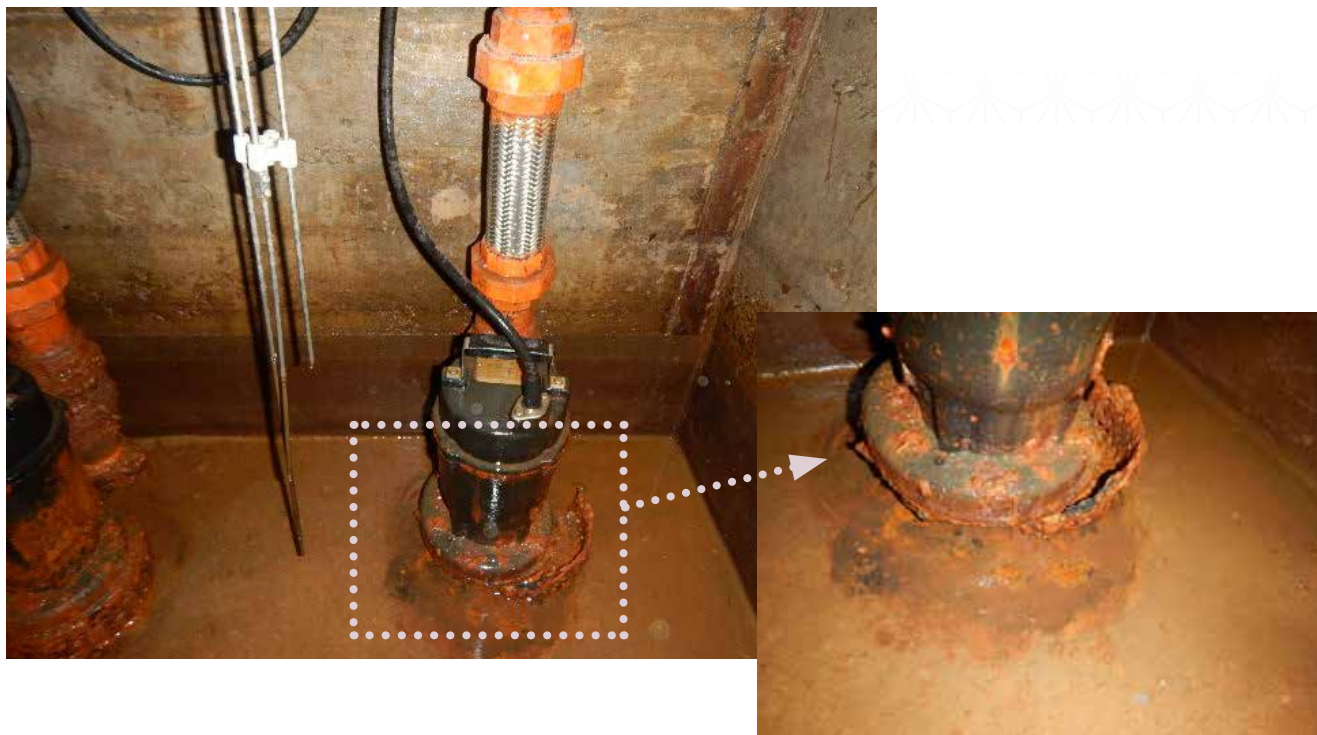
○東大和市公共施設等総合管理計画

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和38年度（2056年度）

○東大和市公共施設再編計画

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和38年度（2056年度）

郷土博物館の雨水貯留槽ポンプの劣化状況



蔵敷公民館屋上のコンクリートのひび



第1

第2

第3

第1編

第2編

1

2

3

4

5

6

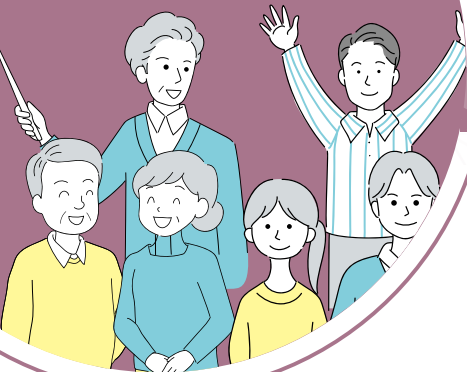
第3編

第4編

第5編

資料編

## 重要施策4



## 行財政－3

## 協働、情報共有

## 施策の内容及び体系

市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

**行財政－3  
協働、  
情報共有**
**展開方向1** 市民参加と協働の推進

**展開方向2** 市と市民との情報共有の推進

## 現状と課題

## 現状

- 今後、当市では、少子高齢化と人口減少が進展し、地域社会が抱える課題はますます多様化・複雑化する一方、財政上の制約が高まることが懸念されており、地域課題を行政単独で解決することは困難になりつつあります。
- 当市では、平成26年度（2014年度）に、職員向けの「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針」を策定し、市民や行政など立場の異なる複数の主体が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、ともに連携し、協力しながら主体的に活動する協働を推進しています（図表参照）。
- 現在、当市では、地域の活性化や市民サービスの向上などを目的として、民間企業と地域活性化包括連携協定を締結するなど、様々な分野において、民間企業との連携を進めています。
- 市民と協働して進める行政運営の必要性が高まり、市民と行政との情報の共有化が求められていることを受けて、当市では、市報・市公式ホームページだけではなく、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの多様な情報発信手段を活用して、広報活動に取り組んでいます。
- 当市では、市民の声を幅広く聴取し、市政運営に生かすため、市長への手紙、市民ポスト、電子メール等の手段を活用して、広聴活動に取り組んでいます。
- 当市では、平成27年度（2015年度）から、計画や条例等の制定の際に市民の意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行う、パブリックコメント制度を実施しています。



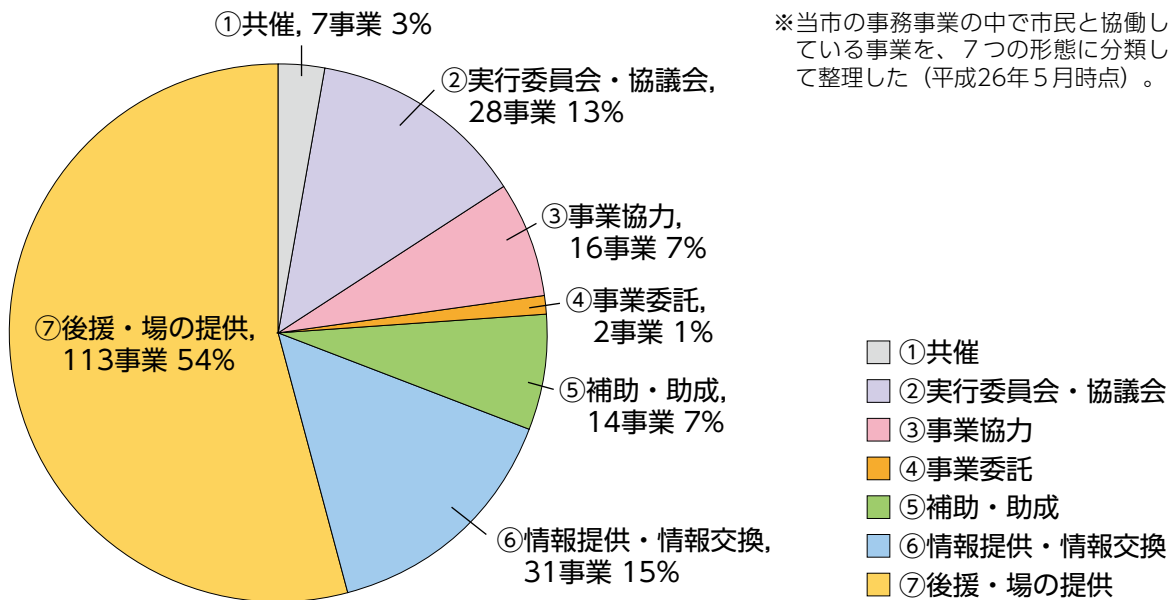
## SDGsの取組



### 課題

- 今後、さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域課題の解決に向けて、より広範な分野において、市政への市民参加を推進するとともに、地域における多様な主体との連携・協力を根ざした協働を進めていく必要があります。
- 市民と行政との情報の共有化を推進し、多様な主体と連携・協力してより良いまちづくりに取り組めるようにするため、市が保有する情報を市民に対して積極的に提供していくと同時に、多様な主体から幅広くかつ積極的に意見の聴取を行っていく必要があります。
- 公正で透明な市政を推進するため、今後も引き続き、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度を運用していく必要があります。

図表 当市における協働の形態



出典：東大和市職員の市民協働の推進に関する指針

## 第3章 施策の内容

### <施策の展開方向> = 市の役割

展開  
方向

#### ① 市民参加と協働の推進

広範な分野において、市政への市民参加を推進するとともに、多様な主体との連携・協力を根ざした協働のまちづくりを進めます。

##### 主な具体的取組

- 市民の意見や要望等を市政に反映させるため、タウンミーティングや、市民の立場に立った広聴活動に取り組みます。
- 計画や条例等の策定過程においては、パブリックコメントのほか、市民説明会やアンケート調査などを実施することにより、より多くの市民意見を反映できるように努めます。
- 市の事業の実施に当たっては、実行委員会方式を採用するなど、市民が参加しやすい環境の整備により、多くの市民が自主的・主体的に参加できるように努めます。
- 多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、大学、企業、市民など、多様な主体との連携をより一層進めます。

展開  
方向

#### ② 市と市民との情報共有の推進

市民が必要とする情報を適時・的確に提供する広報活動に取り組むとともに、情報公開制度を適正に運用し、市と市民との情報共有を推進します。

##### 主な具体的取組

- 市報、市公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの情報発信手段を活用して、積極的かつ効果的な広報活動に努めます。
- 魅力があり読みやすい市報づくりや、必要な情報を探しやすい市公式ホームページの運用など、情報を受け取る側の立場に立った広報活動を推進します。
- 市長への手紙、市民ポスト、電子メール等の手段を活用して、多様な主体から幅広く意見の聴取を行えるよう、広聴活動に取り組みます。
- 情報公開制度に基づき、市政情報の公開を進めるとともに、個人情報の保護を徹底します。

### 関連する個別計画

○東大和市職員の市民協働の推進に関する指針

平成26年度（2014年度）策定

「子育てしやすいまちづくりについて」をテーマに実施されたタウンミーティング



毎月2回発行している東やまと市報

